

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書

近年、人口の爆発的な増加等を背景として水の需要は高まっており、水資源への投資は世界的な潮流となっています。

日本においても、海外資本等による大規模な森林買収の事例が見られるようになっていますが、地下水等水資源の保全を目的とした法律がないため、水源である森林の大規模な買収が拡大し続けると、国民の生活に必要な水までもが国外等へ流出してしまい、水の十分な供給ができなくなることも考えられます。

現在、地下水や湧水等の保全に関しては、自治体が地域の実情に応じて独自に条例等を定めるなどして保全に取り組んでいますが、根本的な解決のためには、世界的な水や森林売買の事情を踏まえた総合的な視点での対応が必要です。

水はすべての生命の源であり、地下水や湧水は国民共有の貴重な財産といっても過言ではありません。我々国民が安心して生活を送るために、地下水や湧水さらにはその水源である森林の保全管理のための取り組みが国に求められています。

よって、国におかれては、地下水等水資源を保全するため、下記の事項について速やかに実施するよう強く要請します。

記

- 1 地下水等水資源の保全及び管理に関する法律を整備すること。
- 2 地下水等水資源の利用を目的とした外国資本等による土地買収の規制に関する法律を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日

上田市議会議長 南 波 清 吾